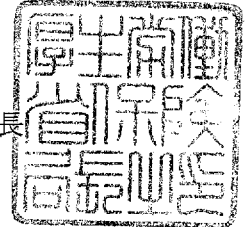


保発第0331020号

平成21年3月31日

地方厚生（支）局長 }  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長



国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等  
の一部を改正する法律等の施行について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第110号。以下「改正法」という。）の一部及び「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第84号。以下「改正省令」という。）については、平成21年4月1日より施行されることとなっているが、これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

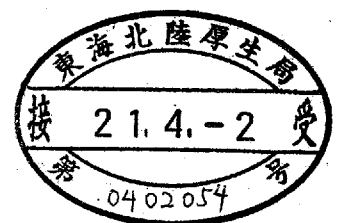
記

1. 健康保険法の一部改正（改正法第21条及び附則第7条関係）

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関等及び指定訪問看護事業者）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないこととするものである。

具体的には、保険医療機関等の指定の欠格事由に、指定の申請に係る病院等の開設者等が、医療保険又は年金保険の保険料（以下「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。

なお、上記の規定は、平成21年4月1日以降に受けた滞納処分について適用するものであり、同年7月1日以降の指定における欠格事由となり得るものであることに



留意すること。

また、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものとする。

なお、当該欠格事由に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知するものであること。

## 2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任していることを踏まえ、社会保険料を徴収する者に対して必要な書類の閲覧等を求めることができる厚生労働大臣の権限についても、地方厚生（支）局長に委任すること。

## 3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正省令第2条関係）

保険医療機関等の指定の欠格事由を追加することに伴い、指定申請書の様式について、所要の改正を行うこと。

二 試験業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験業務が不正になるおそれがないこと。

三 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。

第六十三条の六第二項中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 合否基準

三 合否基準及び実技試験問題の概要の事前公表に関する事項

四 試験問題の持ち帰り及び試験問題の正答の公表に関する事項

第六十三条の八第二項中「収支決算書」の下に「(会計の監査の結果を記載した書類を含む)」を加える。

第六十三条の十一の見出しを「試験結果の報告及び帳簿の保存」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、試験を実施したときは、受検者の受検番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績、合格した者の合格証書の番号並びに合格証書を交付する年月日を記載した帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

第六十三条の十三の次に次の一条を加える。

(名称等の変更の届出)

第六十三条の十四 指定試験機関は、第六十三条の五第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びこれらの事項を変更しようとする日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十四条の七第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の受検資格は、職業訓練若しくは職業に關する教育訓練の受講の経験又は実務の経験をその内容とするものでなければならない。

3 二以上の指定試験機関が同一の検定職種について試験業務を行う場合にあつては、当該各指定試験機関の定める受検資格は、同一でなければならない。

第六十五条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の試験の免除の基準は、技能検定の実技試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る実技試験の全部又は一部を免除すること及び技能検定の学科試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る学科試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

3 前項の規定によるほか、第一項の試験の免除の基準は、次の各号に掲げるいずれかの者に対し、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

一 当該検定職種に相当する他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者、免許を受けた者又はこれらと同等であると認められるものに合格した者

二 当該検定職種に相当する普通課程の普通職業訓練又は応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者

三 当該検定職種に相当する訓練科に關し、短期課程の普通職業訓練の的確に行われたと認められる修了時の試験に合格した者で、当該訓練を修了した者

4 二以上の指定試験機関が同一の検定職種について試験業務を行う場合にあつては、当該各指定試験機関の定める試験の免除の基準は、同一でなければならない。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第十五条第一項の規定を実施するため、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省令第八十四号

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第一百十号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百五条及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第八条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省令第八十三号

栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第六条の四の規定に基づき、栄養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省令第八十五号

栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第四号」を「第五号」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条の三第四号に規定する権限第二十号の二に次の一項を加える。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百五十九条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第九十九条第二項の規定による権限(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する省令の一部改正)

第十二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する省令(昭和三十三年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第一条関係」を「第三条関係」に改め、同号(表面)中「3号4号5号6号」を「3号4号5号6号7号」に改め、同号(裏面)を次のように改める。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条の次に次の一条を加える。

(指定の基準)

第二条の二 法第十五条第一項第一号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。

二 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。

三 法第十七条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。

四 法第十七条に規定する業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて同条に規定する業務が不正になるおそれがないものであること。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(表) (裏)

記入上の注意

1. 標題並びに①、②、③、④及び⑤の欄は、該当の文字を○で囲むこと。  
ただし、⑤の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。

2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。

3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。

4. ⑥の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。  
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。

健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律

- 健康保険法
- 船員保険法
- 医師法
- 歯科医師法
- 保健師助産師看護師法
- 医療法
- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 兼業法
- 薬剤師法
- 地方公務員等共済組合法
- 高年齢者の医療の確保に関する法律
- 健康保険法
- 船員保険法
- 高年齢者の医療の確保に関する法律
- 国民健康保険法
- 兼業法
- 私立学校教職員共済法
- 国民年金法

同項第5号の場合の該当法律

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 地方公務員等共済組合法
- 国民年金法
- 船員保険法
- 高年齢者の医療の確保に関する法律

5. ⑥及び⑦の欄は、病院又は診療所を有する診療所に限り記入すること。

6. ⑦の欄の特別の療養費等に係る請求とは、その利用について法律の規定に基づき費用の額を超える金額の支払を受ける請求をいうものであること。  
※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第一号の二中「(第一条の二関係)」を「(第六条関係)」に改め、同号(表画)中「(第30条の7)」を「(第30条の11)」に改め、様式第二号中「(第六条関係)」を「(第十二条関係)」に改め、様式第三号及び様式第四号中「(第八条関係)」を「(第十四条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第八十五号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の施行に伴い、並びに厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第九項の規定に基づき、及び同項を実施するため、厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令を次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日  
厚生労働大臣 舛添 要一

省令 (指針)

第一条 国立ハンセン病療養所長は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第九項の規定により、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等(以下「土地等」という。)を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 利用に供する国立ハンセン病療養所の土地等の用途
- 二 利用に供する国立ハンセン病療養所の土地等の範囲
- 三 当該国立ハンセン病療養所の土地等を利用に供する期間の開始日及び終了日
- 四 当該国立ハンセン病療養所の土地等を利用しようとする地方公共団体又は地域住民等(以下「利用者」という。)の遵守すべき事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、国立ハンセン病療養所長が必要と認める事項

3 指針は、入所者(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第三項に規定する入所者のうち、国立ハンセン病療養所に入所している者)のうち、以下同じ。の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るものであるとともに、入所者に対する医療の提供に支障がないものであり、かつ、当該国立ハンセン病療養所との調和を図るものでなければならない。

4 国立ハンセン病療養所長は、指針を定めようとするときは、当該国立ハンセン病療養所の入所者の意見を聴くものとする。

5 前項の規定は、指針の変更について準用する。

(利用者の公募)

第二条 国立ハンセン病療養所長は、指針を公表し、利用者を公募するものとする。  
(利用)

第三条 利用者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣(国立ハンセン病療養所の物品を利用しようとする場合にあつては、当該国立ハンセン病療養所長。第三項及び第四項において同じ。)に提出しなければならない。  
一 その名称、主たる事務所所在地並びに代表者の氏名及び住所  
二 利用の計画  
三 利用しようとする国立ハンセン病療養所の土地等の範囲  
四 利用開始日及び終了日

2 前項の規定による申請書の厚生労働大臣への提出は、当該国立ハンセン病療養所長を經由して行うものとする。この場合において、当該国立ハンセン病療養所長は、当該利用が指針に照らして適切であるかどうかについて検討し、意見を付して、厚生労働大臣に送付するものとする。

3 厚生労働大臣は、指針、国立ハンセン病療養所長の意見その他の事情を考慮して、第一項の規定による申請を適当と認めるときは、国立ハンセン病療養所の土地等を当該申請に係る利用者の利用に供することができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により国立ハンセン病療養所の土地等を利用するとき、当該利用について、あらかじめ、当該国立ハンセン病療養所の入所者の意見を聴くものとする。現に国立ハンセン病療養所の土地等を利用している者に対し、当該国立ハンセン病療養所の土地等を利用に供さないこととするときも、同様とする。

5 前項の厚生労働大臣の事務は、厚生労働大臣が当該利用に係る国立ハンセン病療養所長に行わせるものとする。

6 第一項から第三項まで、第四項前段及び第五項の規定は、現に国立ハンセン病療養所の土地等を利用している者が第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合において準用する。ただし、第四項前段の規定は、軽微な変更については準用しない。